

令和 5 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 6 年 1 月 25 日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線 2463〕

① 件 名	石巻市地域福祉委員会における委員構成の追加及び石巻市地域包括ケアシステム推進本部の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本市においては、東日本大震災後、高齢者以外も対象とした次世代型地域包括ケアシステムの構築を進めてきたが、その後、国において地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等を施行し、それに伴う地域福祉計画策定ガイドラインが示された。</p> <p>このことから、令和 4 年 3 月に策定した石巻市地域福祉計画（第 4 期）では、地域包括ケアシステム推進実施計画を包含し、石巻市地域福祉委員会において評価・推進しているところである。</p> <p>一方、これまで外部組織として地域包括ケアシステム推進実施計画の策定・進捗管理を担ってきた石巻市地域包括ケア推進協議会と意見を交わしてきた結果、事務事業の効率的かつ効果的な実施手法に改めるため、令和 6 年度から石巻市地域福祉委員会に統合することについて了承された。</p> <p>また、併せて庁内組織として石巻市地域包括ケアシステム推進本部を設置していたことから、庁内における審議過程を見直した。</p> <p>【目的】 石巻市地域福祉計画（第 4 期）に石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画を包含したことに伴い、関連組織について整理統合するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 石巻市地域福祉委員会条例（令和 2 年条例第 7 号） 石巻市地域包括ケアシステム推進本部設置要綱（平成 25 年訓令第 20 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 5 節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現</p> <p>石巻市地域福祉計画（第 4 期）</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 2 年 3 月 石巻市地域福祉委員会条例制定</p> <p>令和 3 年 3 月 第 2 期石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画を令和 4 年 3 月まで延長</p> <p>令和 4 年 3 月 石巻市地域福祉計画（第 4 期）策定（地域包括ケアシステム推進実施計画を包含）</p> <p>令和 6 年 1 月 令和 5 年度石巻市地域包括ケア推進協議会（組織の発展的解消を了承） 令和 6 年度当初予算裁定</p>

⑤ 主な内容

1 石巻市地域包括ケア推進協議会を石巻市地域福祉委員会に統合するため、同委員会の委員構成を以下のとおり改正する。

	改正後	現行
委員数	20人以内	17人以内
委員構成	(1) 地域住民の組織に所属する者 (2) 学識経験を有する者 <u>(3) 医療業務に携わる者</u> (4) 福祉業務に携わる者 (5) 各種福祉団体に関係する者 <u>(6) 教育関係団体に関係する者</u> (7) 関係行政機関の職員 (8) 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	(1) 地域住民の組織に所属する者 (2) 学識経験を有する者 (3) 福祉業務に携わる者 (4) 各種福祉団体に関係する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

2 石巻市地域福祉計画に係る庁内組織は設置していないことから、石巻市地域包括ケアシステム推進本部設置要綱（平成25年訓令第20号）を廃止し、本計画に係る庁内審議は庁議に上程して行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

地域包括ケア推進のための計画策定、進捗管理及び評価する組織を石巻市地域福祉委員会に一元化するとともに、庁内における審議を庁議に一元化することにより、効率的かつ効果的に施策を推進することができる。

【市財政への影響】

・地域福祉委員会委員報酬、費用弁償	333千円（60千円増）（2回×3人分）
・地域の支え合いを考える大会経費	108千円（35千円増）
・地域包括ケア推進協議会への負担金	0千円（336千円減）
計	441千円（241千円減）

（財源）一般財源

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【地域福祉委員会委員の条例による設置状況】

- ・富谷市 地域福祉計画推進協議会条例
- ・美里町 地域福祉計画策定委員会条例

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年2月	市議会第1回定例会に石巻市地域福祉委員会条例の一部改正及び関係予算案について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）
3月	石巻市地域包括ケアシステム推進本部設置要綱の廃止（令和6年3月31日施行）

⑨ その他